

横浜国立大学ロゴマーク等取扱要項

平成19年7月26日

役員会決定

最近改正 平成22年6月17日

(目的)

第1 この要項は、横浜国立大学（以下「本学」という。）のアイデンティティを視覚的に表現するロゴマーク等について、その使用に関し必要な事項を定め、普及の促進を図ることにより、国内外に本学の知名度を高めるとともにイメージの浸透を図ることを目的とする。

(形状等)

第2 ロゴマーク等の形状並びに色彩及び寸法の割合等は、別に定める「YNU ユニバーシティ・アイデンティティ ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を原則とする。

(使用者)

第3 ロゴマーク等は、次に掲げるものが使用することができる。

- (1) 本学
- (2) 本学の役員及び教職員
- (3) 本学の教職員サークル、同窓会及び関係団体等（以下「関係団体等」という。）
- (4) その他学長が適当と認めたもの

(使用範囲)

第4 ロゴマーク等は、第3各号に定めるものが、次に掲げるものに使用できるものとする。

- (1) 名刺、封筒、レターヘッド及び報告発表等に用いる資料（本学の業務で使用するものに限る。）
- (2) 本学が発行する概要、案内、募集要項、報告書等の印刷物
- (3) 本学及び関係団体等が開催する行事等のポスター、配布物等
- (4) 本学及び関係団体等が配布する記念品等
- (5) 第11に定める営利を目的とする使用契約を締結したもの
- (6) その他学長がロゴマーク等の使用について適当と認めたもの

(団体認定)

第5 関係団体等がロゴマーク等の使用を希望する場合は、事前に総務部広報・渉外室を経由して学長に別紙1により申請し、許可を得なければならない。

(使用申請)

第6 第3第1号から第3号に定める使用者にあつては、第4第1号から第4号に定める使用に限り、申請を不要とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、総務部広報・渉外室を経由して学長に別紙2により申請するものとする。

- (1) 営利を目的としてロゴマーク等を使用する場合
- (2) 第2で規定するガイドラインに記載されている以外の形状又は色彩でロゴマーク等を使用しようとする場合
- (3) 第4第5号に基づいてロゴマーク等を使用しようとする場合

2 第3第4号に定める使用者としてロゴマーク等を使用する場合は、総務部広報・渉外室を経由して学長に別紙2により申請するものとする。

(使用認定・許可)

第7 学長は、第5又は第6により申請を受けたときは、内容を審査の上、相当と認められた場合は、別紙3の認定書又は別紙4の許可書を交付するものとする。ただし、使用目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定・許可することができない。

- (1) 本学の名誉が傷つけられるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用する場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) その他学長がロゴマーク等の使用が不相当と認めた場合

2 学長は、ロゴマーク等の使用を許可するに当たり、条件を付すことができる。

(使用者の遵守事項)

第8 ロゴマーク等を使用するものは、ロゴマーク等の品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等の形状及び色彩(ただし、第7による学長の許可を得た場合はこの限りではない。)
- (2) ロゴマーク等の使用に当たっての適正な管理

2 前項に定めるもののほか、ロゴマーク等を使用するときは、第2に定めるガイドラインを遵守しなければならない。

(使用認定・許可の取消又は使用停止)

第9 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマーク等使用団体の認定取り消し、ロゴマーク等の使用の停止、使用許可の取消し及び使用物件の回収等の必要な措置を取ることができる。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき
 - (2) 申請の内容に虚偽のあることが判明したとき
 - (3) その他この要項の定める事項に違反したとき
- (許可を受けずに使用したときの措置)

第10 学長は、必要なロゴマーク等の使用許可を受けずに使用しているもの又は使用しようとしているものに対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収等の措置を取ることができる。

(営利を目的とする場合の使用契約・使用料)

第11 学長は、営利を目的としてロゴマーク等を使用するもの(第3第1号のものを除く。)とロゴマーク等の使用に関する契約(以下「使用契約」という。)を締結するものとする。

2 前項の規定により使用契約を締結したものは、使用契約に定める使用料を納付しなければならない。

(事務)

第12 この要項で定めるロゴマーク等の使用に関する事務は、総務部広報・渉外室において処理する。

(雑則)

第13 この要項に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月17日から施行する。

平成 年 月 日

国立大学法人
横浜国立大学長 殿届出団体
団体名
代表者氏名 印

横浜国立大学ロゴマーク等使用団体認定願

本団体で、横浜国立大学のロゴマーク等を使用したいので認可願います。

なお、認定された際は、横浜国立大学ロゴマーク等取扱要項を遵守するとともに、第9に該当した場合は、学長が行うロゴマーク等の使用団体認定の取り消し及び使用の停止に速やかに従い、使用物件の回収等の必要な措置を講じることを約束します。また、この措置により損害等が生じたとしても、訴訟等は一切致しません。

記

届出団体名	
住 所	
連 絡 先	
団体の概要 (構成員・活動内容等)	
ロゴマーク等の使用について (どのような使用を考えているか具体 例をご記入下さい)	
備 考	

- * 団体の約款、会則等を添付すること。
- * 提出いただいた書類については、ロゴマーク等使用取扱に関してのみ利用し、本学の規則に基づき適切に管理します。

別紙2（営利目的外）

平成 年 月 日

国立大学法人

横浜国立大学長 殿

使用希望者

氏名（代表者名）

印

住所

所属部局・団体名等

横浜国立大学ロゴマーク等使用許可願

下記により横浜国立大学のロゴマーク等を使用したいので許可願います。

なお、横浜国立大学ロゴマーク等取扱要項第9に該当する場合は、学長が行うロゴマーク等の使用の許可の取消し及び使用の停止に速やかに従い、使用物件の回収等の必要な措置を講じることを約束します。また、この措置により損害等が生じたとしても、訴訟等は一切致しません。

記

使用図案（寸法等記入）	別添のとおり
使用目的	
使用範囲（第4関係）	
使用期間等	
備考	

* 提出いただいた書類については、ロゴマーク等使用取扱に関してのみ利用し、本学の規則に基づき適切に管理します。

別紙2（営利目的）

平成 年 月 日

国立大学法人

横浜国立大学長 殿

使用希望者

氏名（代表者名）

印

住所

所属部局・団体名等

横浜国立大学ロゴマーク等使用許可願

下記により横浜国立大学のロゴマーク等を使用したいので許可願います。

なお、横浜国立大学ロゴマーク等取扱要項第9に該当する場合は、学長が行うロゴマーク等の使用の許可の取消し及び使用の停止に速やかに従い、使用物件の回収等の必要な措置を講じることを約束します。また、この措置により損害等が生じたとしても、訴訟等は一切致しません。

記

使 用 製 品	別 添 の と お り（写真またはデザイン）
使 用 目 的	
制 作 個 数	
小売価格（含消費税）	
商 品 の 販 売 場 所	
備 考	

* ロゴマーク等を使用した製品が複数ある場合は、別紙一覧表の添付可。

* 提出いただいた書類については、ロゴマーク等使用取扱に関してのみ利用し、本学の規則に基づき適切に管理します。

別紙3

認定番号 号
平成 年 月 日

氏名（代表者名） 殿
団体名

国立大学法人横浜国立大学長 印

横浜国立大学ロゴマーク等使用団体認定書

平成 年 月 日付けで申請された貴団体を横浜国立大学ロゴマーク等取扱要
項第3第3号で規定する団体と認定し、本学のロゴマーク等の使用について許可します。
については、本学の定める要項に従って、適正に使用してください。

記

認定団体名	
住 所	
備 考	届出事項（代表者、住所、連絡先等）に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

別紙4

許可番号 号
平成 年 月 日

氏名（代表者名） 殿
住所
所属部局・団体名等

国立大学法人横浜国立大学長 印

横浜国立大学ロゴマーク等使用許可書

平成 年 月 日付けで申請された下記ロゴマーク等の使用について許可します。ついては、本学の定める要項に従って、適正に使用してください。

記

使用図案（寸法等記入）	申請のとおり
使用目的	
使用範囲（第4関係）	
使用期間等	
使用の条件等	